

令和3年度 第4回  
青森地方最低賃金審議会

日 時：令和3年8月26日(木) 10:30

場 所：青森合同庁舎4階 共用会議室

会 議 次 第

1 開会

2 議題

(1) 青森県最低賃金の改正決定についての青森地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

① 異議の申出について(諮問)

② 諮問に対する審議

③ 異議の申出について(答申)

(2) その他

3 閉会

2021年8月18日

青森労働局長 高橋 洋 殿



青森県労働組合総連合

議長 奥村 榮

〒030-0852 青森市大字大野

電話 017-762-6234

## 2021年度青森地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書

青森地方最低賃金審議会は8月10日、今年度の青森県最低賃金の改正について、現在の時間額793円を29円引き上げて822円とする答申を行いました。

コロナ禍のもと、使用者側の引上げ抑制要望が強まる中、厳しい経済状況や地域事情、人口減少など直面する課題を踏まえ、地域間格差の解消に向け、真摯に検討を重ねたもので、青森地方最低賃金審議会ははじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

しかし、労働者の生計費から見て、極めて不十分と言わざるを得ず、生活改善を図ることはできません。また、地域間格差の解消に期待が高まる中、東京都の28円に対し29円の引き上げでは格差解消には程遠く、若者の青森県からの流出に歯止めをかけることはできません。最低賃金やその近傍の賃金で働いている多くの低所得労働者は、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げであり、賃上げ分は生活費として消費に使われ、地域経済への波及効果にも期待できません。

今年度の答申では、週40時間のフルタイムで働いても、月額14万2千円、年収総額では171万4千円余となり、年額6万円余、月額では5千円余の増額にしかならず、「ワーキング・プア」から抜け出すこともできません。

この金額では、「結婚の壁」年収300万円にはほど遠く、結婚して、子供を産み、育てることは到底かないません。

消費不況を真に克服し、地域経済を活性化させるには労働者の賃金を引き上げること、とりわけ低所得者層の底上げが決定的に重要です。

そのためには、労働者の7割を雇用している中小企業への抜本的支援強化が不可欠です。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

### 記

1. 青森県最低賃金の時間額を29円引き上げ、822円 とすることについては上げ幅が低く不服であり、再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、青森県の最低賃金を食べていけるだけでなく、8時間働けば安心して生活できる額に引き上げてください。

3. 景気浮揚・最低賃金引き上げにあたって、公正取引の徹底や中小零細企業への支援策の強化は喫緊の課題です。政府に対して、最賃引き上げ分の賃金補填や社会保険料の事業主負担分の軽減、消費税減税など、中小零細企業への有効な支援策をさらに充実・強化するよう求めてください。

## 理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

フルタイムで働いた場合(労働時間を月 173.8 時間で計算)、月額は 142,864 円、年額 1,714,368 円となります。この収入から社会保険料や税金などを控除し、アパート代、通勤用の車の維持費や携帯料金などを支払うと、生活費は微々たるものです。これでは、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を脱することはできません。

私たちが 2016 年に青森市で実施した「最低生計費試算調査」(別添「最低生計費試算調査・総括表」参照)では、25 歳単身のフルタイム時間換算(月 173.8 時間)で 1,243 円、月 150 時間換算で 1,441 円が必要との結果が示されています。青森県の所定内労働時間 143.2 時間換算では 1,509 円が必要となります。

最低賃金法では、地域における労働者の生計費が考慮要素となっていますが、労働者の生計費よりも、賃金支払い能力が優先されているのではないのでしょうか。

青森県の人口は、2045 年には 82 万人まで減少することが見込まれています。(厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所)

進学や就職で県外へ転出する「社会減」は、減少率が全国のトップクラスとなっており、若者が地元で働き、生活できるための賃金政策の確立が求められています。最低賃金及びその近傍の賃金で働く労働者は、最低賃金の引き上げ分の多くが消費にむけられることから、労働者の生活改善及び青森県経済の好循環が期待されています。

労働力調査(総務省)によれば、雇用労働者の約 4 割が非正規雇用という不安定な状態におかれています。こうした労働者は、コロナ禍での経済活動抑制による人員整理、企業倒産や閉鎖、休業の犠牲になっていることが、厚労省が実施している「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報」聞き取り調査でも窺われます。また、民間給与実態統計調査(国税庁)によれば、1 年を通じて勤務しても年収 200 万円以下の労働者は 1200 万人に達しています(2019 年)。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない労働者が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。

このような状況を直視し、労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な改定、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。答申の時間額 822 円では、「結婚を諦める」「ワーキング・プアで苦しみなさい」「賃金の高いところへ行きなさい」と言っているのと同じで、青森県の将来に希望が持てません。



最低賃金の改定審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の労働者が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。

再度のご審議をお願いいたします。

## (2) 賃金格差の解消、全国一律最低賃金制度が求められます

今回の答申どおりに決定されれば、首都圏などとの格差解消を望むことはできません。

東京は28円引き上げで1,041円、青森は29円引き上げで822円となり、このまま確定すれば時間額219円の格差となりますが、1円の改善では格差解消とはいえません。

全労連は全国各地（東北は全県で2016年実施）で「最低生計費試算調査」を行いました。「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを把握し、「価格調査」で把握した最安値の価格を計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しました。このほかに、食費、住宅費など必要項目を積み上げて最低生計費を算出しました。首都圏は住居費が高いのですが、一方で交通費は低い、青森県では住居費は低いものの、交通機関が不十分であることから自家用車(中古)を保有せざるを得ず、その購入・維持経費が高いというように、地域によって「特徴」が出ています。この分析は、静岡県立短期大学の中澤秀一准教授が行い、その結果、全国平均では、月額235,374円との試算結果になりました。月の労働時間を173.8時間として時間額を算出すると、時給1,354円が必要になります。青森市の場合は、月額平均216,083円との試算結果になり、時間額換算では1,243円となりました。月の労働時間を150時間として計算した場合は、全国平均が時間額換算で1,569円、青森市は1,441円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じ程度の額であり、全国の最低生計費に大きな開きはありません。

厚生労働省の推計では、青森県の人口は2045年には82万人まで減少します。就職や進学などによる人口の社会減は、青森県が減少率で全国のトップクラスとなっています。青年労働者の県外流出を食い止めること、県外からの移住を促進することや「人手不足」を解消していくためには、賃金の底上げが必要です。同時に、開きすぎた地域間格差を縮小していくことが強く求められます。

東京のコンビニでも青森のコンビニでも取り扱うサービスに、ほとんど違いはありません。商品の値段も同じなのに、労働者の賃金だけは格差が存在しています。

同じコンビニで働き、取り扱う商品やサービスが同じでありながら、賃金だけが違う現状は、同一労働同一賃金の原則に反するものです。

私たちは全国一律最賃制の実現を求め、「最低賃金額即時1,000円、そして1,500円」の要求を掲げて運動を続けています。賃金水準を引上げ、地域間格差解消を展望しつつ、「全国一律最低賃金制度」を実現するためには、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

## (3) 公正取引の徹底、中小零細企業への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、コロナ禍のもとで苦しみ、悲鳴を上げています。異次元の金融緩和による原材料の高騰や、下請け単価の締め付け、売上低迷

に悩み、社会保険料の負担等に苦しんでいます。

公正取引委員会が発表している2020年度の下請法の運用状況によれば、勧告・監督件数は8,111件で、13年連続で過去最高を更新している状況です。書面の不交付、下請代金の支払い遅延、減額の3つが多い状況が続いています。大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない政府の施策強化が求められます。

日本商工会議所が実施している「最賃引上げ影響調査」では、最賃引上げに対応するための支援策について、「税負担等の軽減」(62.5%)が最も高く、次いで「助成金の拡充・使い勝手の向上」(50.0%)、「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁」(45.4%)となっています(2021年4月)。2016年に日弁連は、最低賃金引上げ問題について、青森県も対象に関係団体等から聞き取り調査を実施しています。調査によれば、経営者団体からの要望として、①業務改善助成金の要件緩和、②社会保険料の負担軽減、③賃金の一部助成などがあつたと紹介しています。

中小企業支援を諸外国と比較してみると、フランスでは社会保険料の事業主負担軽減として2兆2800億円(03年～05年)、韓国では中諸企業向け人件費支援として9800億円(17年～5年間の予定)、アメリカでは中小企業向け減税として8800億円(07年～11年)、日本では中小企業への支援事業87億円(13年～15年)となっています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して「経済好循環」を達するためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

中小企業への支援を抜本的に強化することで、最低賃金の大幅な引き上げ、中小企業で働く労働者の雇用を守ることが可能となります。

中小企業支援の拡充・強化を国に求めてください。

#### (4) おわりに

最低賃金及びそれに近い水準の賃金で働く労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。

これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるのでしょうか。『健康で文化的な生活』が最低限度として保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「青森で働きたい」「青森で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果、地域を疲弊させてしまいます。

最低賃金及びそれに近い水準の賃金で働く労働者は、最低賃金の引き上げが賃上げに直結しており、賃上げ部分は生活費として消費されます。地域経済の活性化の面からも、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

青森労働局及び青森地方最低賃金審議会に、何が求められているのか、どのような役割を担っているのか、再度見つめなおす必要があるのではないのでしょうか。いわゆる、中央中心の賃金政策ではなく、文字通り、青森県全体を見渡して検討すべきです。支払い能力論は前述したとおりですが、諸外国で行っているように中小企業支援策を充実すれば、容易に解決できる問題です。



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国では1880件(青森県15件)の企業倒産・廃業が進み(8/13 帝国データバンク発表)、労働者の解雇や雇止めは113,059人(青森県1,669人)に達しています(8/6 厚生労働省発表)。今こそ、中小零細企業に対する支援の強化と一体に、最低賃金の大幅引き上げが求められています。

以上の点から、本年度の最低賃金改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げと全国一律最低賃金制度が実現するよう、強く要請いたします。

最後に、審議会のすべての議論を公開とすることのお願いです。

私たちには、最低賃金の審議の真摯な議論を知ることができませんが、労働側が「不十分」とする3%程度の引上げであっても、使用者側には強い拒否反応を示していることが窺われます。最賃法の目的である、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を実現するためには、上述した中小企業への強力な支援策を国が予算面で強力に担保し実施することが重要と考えます。このため、国の予算執行をより中小零細企業の経済活動に焦点をあてたものに変えるという国民的なコンセンサスを得ることが必要です。個人情報保護に配慮することは当然としても、運営規則にある「会議は原則として公開する」との規定にもとづき、公開された審議会、若しくは詳細の議事録の公開により使用者側、労働側の主張と根拠を明確に県民に示し、県民のコンセンサスを得ることが必要だと考えます。

よろしくお願い申し上げます。

以上







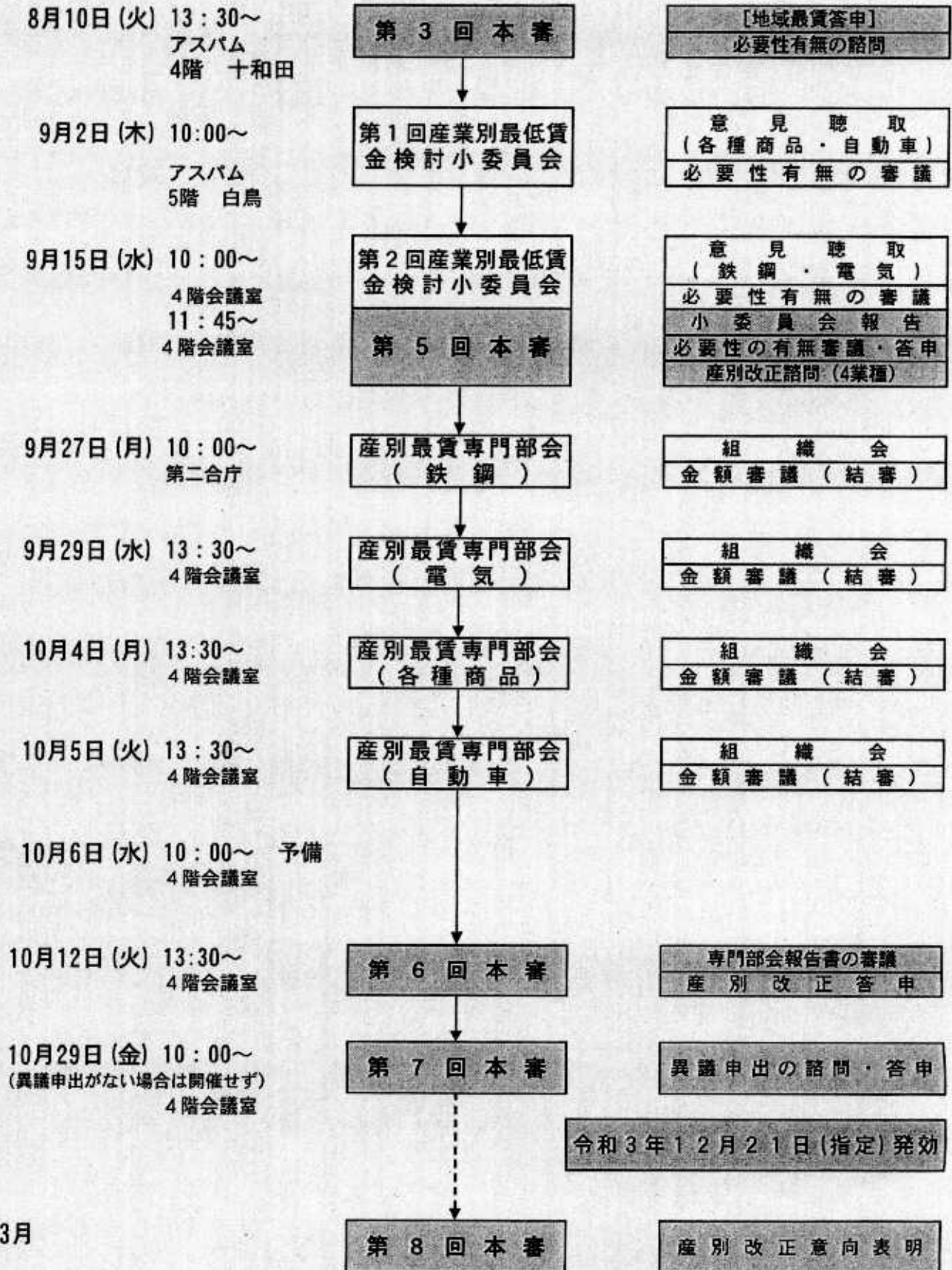


## 産業別最低賃金関係資料

1	令和3年度青森地方最低賃金審議会開催日程 （青森県産業別最低賃金審議）	1
2	青森地方最低賃金審議会産業別最低賃金検討小委員会委員名簿	2
3	産業別最低賃金意見聴取者名簿	3
4	青森県特定（産業別）最低賃金改正申出状況	4
5	令和2年度産業別最低賃金決定状況（全国）	5
6	東北6県産業別最低賃金一覧表（経年）	7

令和3年度青森地方最低賃金審議会開催日程

【青森県産業別最低賃金審議】





## 青森地方最低賃金審議会 産業別最低賃金検討小委員会委員名簿

(令和3年度)

### 公益代表委員

飛鳥 由美子	青森大学総合経営学部准教授
石岡 隆司	弁護士
森 宏之	青森大学総合経営学部教授

### 労働者代表委員

赤間 義典	日本労働組合総連合会青森県連合会部長
秋田谷 宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会西北五地域協議会事務局長
野坂 聡子	オールユニバースユニオン副委員長

### 使用者代表委員

小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会専務理事
齋藤 徳親	株式会社弘善商会取締役社長
田中 泰宏	青森県中小企業団体中央会副会長・専務理事
平野 浩	三八五流通株式会社取締役
藤井 淳子	青森県火災共済協同組合専務理事

注1) 掲載順は五十音順

注2) 使用者代表委員の対応委員会

鉄鋼・電気（小笠原、平野、藤井） 各種商品・自動車（小笠原、齋藤、田中）

## 令和3年度 産業別最低賃金意見聴取者名簿

聴取月日	産業別	聴取時刻 (目途)	申出人・参考人	
9月2日 (木)	各種商品小売業	10:00	(申出人)	
		∩	所属	UAゼンセン青森県支部
		10:25	職氏名	支部長 保田 武利
		10:25	(参考人)	
		∩	所属	イオン東北株式会社 人事部
		10:50	職氏名	部長 加藤 理
9月2日 (木)	自動車小売業	10:50	(申出人)	
		∩	所属	青森マツダ労働組合
		11:15	職氏名	執行委員長 黒滝 豊
		11:15	(参考人)	
		∩	所属	青森トヨタ自動車株式会社
		11:40	職氏名	取締役管理副本部長総務部長 蝦名 晃
9月15日 (水)	鉄鋼業	10:00	(申出人)	
		∩	所属	日本基幹産業労働組合連合会青森県本部
		10:25	職氏名	事務局長 石崎 尚人
		10:25	(参考人)	
		∩	所属	大平洋金属株式会社
		10:50	職氏名	常務執行役員 人事部長 松山 輝信
9月15日 (水)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	10:50	(申出人)	
		∩	所属	富士電機津軽セミコンダクタ労働組合
		11:15	職氏名	執行委員長 阿部 隆
		11:15	(参考人)	
		∩	所属	株式会社タカシン
		11:40	職氏名	代表取締役 船水 清吾



## 青森県特定（産業別）最低賃金改正申出状況

(令和3年7月31日現在)

青森労働局

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 28年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
E22 鉄鋼業	7月16日	28	1,453			日本基幹産業労働組合 連合会 青森県本部	
		1,257					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
		協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
	892人 71.0 (%)	892	-	-	903円	令和2年 12月21日	

改正申出のケース：労働協約ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 28年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
E28・29・30 電子部品・デ バイス・電子 回路、電気機 械器具、情報 通信機械器 具製造業	7月16日	125	8,982			電機連合青森地域協議会	
		6,620					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
		協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
	4,244人 64.1 (%)	1,142	2,195	907	833円	令和2年 12月21日	

改正申出のケース：公正競争ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 28年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
I56 各種商品 小 売 業	7月16日	29	3,094			UAゼンセン青森県支部	
		2,455					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
		協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
	1,455人 59.3 (%)	1,455	-	-	825円	令和2年 12月21日	

改正申出のケース：公正競争ケース

改正申出 産 業	申出月日	適用事業場数	(参考) 28年経済セン サス上の労働者数			申出代表者（組合名）	
		適用労働者数					
I591 自動車 小売業	7月16日	572	4,598			全日本自動車産業労働組合 総連合会青森地方協議会	
		4,575					
	申出労働者 合計	申出労働者内訳			現在の最低賃金		
		協 約	機関決定	個人合意	時間額	発効年月日	
	1,804人 39.4 (%)	1,490	314	-	864円	令和2年 12月21日	

改正申出のケース：公正競争ケース

令和2年度 産業別最低賃金決定状況

ランク	項目 都道府県名	鉄鋼業関係				効力発生日
		改定前額	改定額	引上額	引上率	
A	千葉県	993	995	2	0.20	令和 2.12.25
	東京都	※871	—	—	—	平成 26.03.23
	神奈川県	※874	—	—	—	平成 26.03.15
	愛知県	975	976	1	0.10	2.12.16
	大阪府	966	968	2	0.21	2.12.01
B	茨城県	943	945	2	0.21	2.12.31
	三重県	※739	—	—	—	平成 10.12.15
	兵庫県	963	964	1	0.10	2.12.01
C	北海道	967	—	—	—	1.12.01
	宮城県	923	925	2	0.22	2.12.15
	群馬県	919	921	2	0.22	2.12.31
	和歌山県	948	949	1	0.11	2.12.30
	岡山県	962	—	—	—	1.12.14
	山口県	966	967	1	0.10	2.12.15
	福岡県	975	976	1	0.10	2.12.10
D	青森県	900	903	3	0.33	2.12.21
	岩手県	850	852	2	0.24	2.12.31
	大分県	914	922	8	0.88	2.11.13
		947	951	4	0.42	2.12.25

岩手: 金属製品を含む  
 山口: 非鉄金属を含む  
 ※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。

ランク	項目 都道府県名	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業関係				発効月日	
		改定前額	改定額	引上額	引上率		
A	埼玉県	951	954	3	0.32	令和 2.12.01	
	千葉県	951	954	3	0.32	2.12.25	
	東京都	※829	—	—	—	平成 22.12.31	
	神奈川県	※890	—	—	—	平成 27.03.01	
	愛知県	※901	—	—	—	平成 30.12.16	
B	大阪府	965	966	1	0.10	2.12.01	
	茨城県	901	904	3	0.33	2.12.31	
	栃木県	910	913	3	0.33	2.12.31	
	富山県	849	851	2	0.24	2.12.18	
	山梨県	913	914	1	0.11	3.01.14	
	長野県	892	894	2	0.22	2.12.04	
	静岡県	919	920	1	0.11	2.12.21	
	三重県	905	906	1	0.11	2.12.21	
	滋賀県	914	917	3	0.33	2.12.31	
	京都府	936	—	—	—	1.12.22	
	兵庫県	900	902	2	0.22	2.12.01	
	広島県	895	897	2	0.22	2.12.31	
	C	北海道	894	895	1	0.11	2.12.01
		宮城県	862	864	2	0.23	2.12.20
		群馬県	908	910	2	0.22	2.12.31
		新潟県	908	910	2	0.22	2.12.30
		石川県	868	870	2	0.23	2.12.31
		福井県	857	—	—	—	1.12.24
		岐阜県	886	887	1	0.11	2.12.21
		奈良県	882	883	1	0.11	2.12.31
岡山県		878	—	—	—	1.12.25	
山口県		892	893	1	0.11	2.12.15	
徳島県		885	888	3	0.34	2.12.21	
香川県		883	886	3	0.34	2.12.15	
福岡県		926	927	1	0.11	2.12.10	
D		青森県	829	833	4	0.48	2.12.21
		岩手県	818	820	2	0.24	2.12.31
	秋田県	833	836	3	0.36	2.12.25	
	山形県	843	846	3	0.36	2.12.25	
	福島県	833	834	1	0.12	2.12.17	
	鳥取県	807	809	2	0.25	2.12.30	
	島根県	822	825	3	0.36	2.11.21	
	愛媛県	892	895	3	0.34	2.12.25	
	高知県	793	—	—	—	1.12.29	
	佐賀県	836	839	3	0.36	1.12.17	
	長崎県	833	837	4	0.48	2.12.20	
	熊本県	832	836	4	0.48	2.12.15	
	大分県	832	835	3	0.36	2.12.25	
	宮崎県	800	803	3	0.37	2.12.25	
	鹿児島県	812	815	3	0.37	2.12.27	

茨城・長野・滋賀: 精密機械を含む  
 ※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。



## 令和2年度 産業別最低賃金決定状況

ランク	項目		各種商品小売業関係				発効月日
	都道府県名	時間額	改定額	引上額	引上率		
A	埼玉	※849	—	—	—	平成 28.12.01	
		※848	—	—	—	平成 28.12.25	
		※847	—	—	—	平成 28.12.16	
B	茨城	871	874	3	0.34	令和 2.12.31	
		871	874	3	0.34	2.12.31	
		860	865	5	0.58	2.12.09	
		855	857	2	0.23	2.12.31	
		886	—	—	—	1.12.21	
		※840	—	—	—	平成 30.12.29	
		910	—	—	—	1.12.22	
		※797	—	—	—	平成 28.02.01	
C	新潟	842	—	—	—	1.12.31	
		860	865	5	0.58	2.12.31	
		810	840	30	3.70	2.12.24	
		850	—	—	—	1.12.30	
		880	—	—	—	1.12.25	
		852	859	7	0.82	2.12.15	
		889	—	—	—	1.12.10	
D	青森	821	825	4	0.49	2.12.21	
		※767	—	—	—	平成 28.12.11	
		800	—	—	—	平成 30.12.28	
		※718	—	—	—	平成 28.12.17	
		※750	—	—	—	平成 29.11.22	
		806	810	4	0.50	2.12.25	
		792	796	4	0.51	2.12.15	
		※716	—	—	—	平成 28.12.25	
		※705	—	—	—	平成 27.12.24	
		※693	—	—	—	平成 26.12.26	
		※770	—	—	—	平成 30.11.23	

岩手2・富山・石川・福井・和歌山・島根・山口・福岡・熊本・鹿児島：百貨店  
 ※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。

ランク	項目		自動車小売業関係				発効月日
	都道府県名	時間額	改定額	引上額	引上率		
A	埼玉	957	962	5	0.52	令和 2.12.01	
		※922	—	—	—	平成 30.12.25	
		※842	—	—	—	平成 23.12.21	
		※800	—	—	—	平成 19.12.16	
		941	943	2	0.21	2.12.16	
B	富山	965	—	—	—	1.12.01	
		※769	—	—	—	平成 23.01.20	
		※741	—	—	—	平成 9.12.21	
		911	—	—	—	2.01.09	
		901	—	—	—	1.12.01	
C	宮城	912	913	1	0.11	2.12.31	
		890	891	1	0.11	2.12.24	
		919	920	1	0.11	2.12.18	
		884	885	1	0.11	2.12.31	
		940	941	1	0.11	2.12.10	
D	青森	861	864	3	0.35	2.12.21	
		861	863	2	0.23	2.12.31	
		861	864	3	0.35	2.12.25	
		867	868	1	0.12	2.12.24	
		865	872	7	0.81	2.11.29	
		844	848	4	0.47	2.12.25	
		828	832	4	0.48	2.12.30	
		844	847	3	0.36	2.12.24	
※770	—	—	—	平成 30.11.18			

千葉・愛知2・京都2・島根・福岡・大分・宮崎・鹿児島・沖縄：新車  
 秋田・新潟・愛知1：新車、自動車部分品・付属品小売を含む  
 ※は産業別最低賃金額を地域別最低賃金が上回っており、実質的に地域別最低賃金が適用される。

## 東北6県産業別最低賃金一覧表(4業種)

《平成23年度～令和2年度》

青森労働局

## ◎鉄鋼業最低賃金

県名	年度	最低賃金									
		23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
青森	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	770円	777円	787円	800円	816円	835円	855円	877円	900円	903円
	発効日	23.12.21	24.12.21	25.12.21	26.12.21	27.12.21	28.12.21	29.12.21	30.12.21	1.12.21	2.12.21
岩手	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	720円	728円	740円	755円	772円	790円	809円	829円	850円	852円
	発効日	24.01.27	24.12.19	25.12.28	26.12.18	27.12.27	28.12.11	29.12.30	30.12.28	1.12.28	2.12.31
宮城	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	781円	788円	798円	811円	827円	847円	872円	898円	923円	925円
	発効日	23.12.15	24.12.15	25.12.15	26.12.15	27.12.13	28.12.15	29.12.15	30.12.20	1.12.15	2.12.15

岩手：金属製品を含む

## ◎電気機械器具製造業最低賃金

県名	年度	最低賃金									
		23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
青森	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	705円	712円	721円	735円	750円	765円	785円	806円	829円	833円
	発効日	23.12.21	24.12.21	25.12.21	26.12.21	27.12.21	28.12.21	29.12.21	30.12.21	1.12.21	2.12.21
岩手	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	703円	709円	718円	728円	740円	756円	775円	796円	818円	820円
	発効日	24.3.10	24.12.19	25.12.28	26.12.18	27.12.20	28.12.11	29.12.30	30.12.28	1.12.28	2.12.31
秋田	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	709円	715円	725円	738円	751円	766円	786円	808円	833円	836円
	発効日	24.2.05	24.12.30	25.12.28	26.12.27	27.12.24	28.12.25	29.12.24	30.12.24	1.12.25	2.12.25
宮城	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	744円	749円	757円	769円	783円	798円	819円	841円	862円	864円
	発効日	23.12.15	24.12.15	25.12.19	26.12.19	27.12.18	28.12.15	29.12.15	30.12.20	1.12.15	2.12.20
山形	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	726円	731円	740円	753円	767円	782円	800円	821円	843円	846円
	発効日	23.12.25	24.12.25	25.12.25	26.12.25	27.12.25	28.12.25	29.12.25	30.12.25	1.12.25	2.12.25
福島	日額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	724円	730円	741円	753円	767円	782円	798円	815円	833円	834円
	発効日	24.1.19	25.1.11	25.12.7	26.12.13	27.12.20	28.12.18	29.11.26	30.12.19	1.12.22	2.12.17



◎各種商品小売業最低賃金

年度 県名		最 低 賃 金									
		23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
青 森	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	698円	705円	714円	727円	743円	758円	777円	798円	821円	825円
	発効日	23. 12. 21	24. 12. 21	25. 12. 21	26. 12. 21	27. 12. 21	28. 12. 21	29. 12. 21	30. 12. 21	1. 12. 21	2. 12. 21
岩 手	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	711円	720円	729円	741円	752円	767円	767円	767円	767円	767円
	発効日	24. 3. 12	25. 3. 1	26. 2. 1	26. 12. 18	27. 12. 20	28. 12. 11	据置き	据置き	据置き	据置き

岩手：平成29年度に百貨店、総合スーパー最低賃金を新設

岩 手	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額							780円	800円	800円	800円
	発効日							29. 12. 30	30. 12. 28	据置き	据置き

◎自動車小売業最低賃金

年度 県名		最 低 賃 金									
		23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	令和2
青 森	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	736円	743円	753円	766円	782円	798円	817円	838円	861円	864円
	発効日	23. 12. 21	24. 12. 21	25. 12. 21	26. 12. 21	27. 12. 21	28. 12. 21	29. 12. 21	30. 12. 21	1. 12. 21	2. 12. 21
岩 手	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	729円	739円	751円	765円	781円	800円	819円	838円	861円	863円
	発効日	24. 1. 27	24. 12. 19	25. 12. 28	26. 12. 18	27. 12. 20	28. 12. 11	29. 12. 30	30. 12. 28	1. 12. 28	2. 12. 31
秋 田	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	728円	738円	750円	765円	781円	794円	814円	838円	861円	864円
	発効日	23. 12. 30	24. 12. 30	25. 12. 28	26. 12. 27	27. 12. 24	28. 12. 25	29. 12. 24	30. 12. 24	1. 12. 25	2. 12. 25
宮 城	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	747円	754円	763円	778円	795円	815円	840円	865円	890円	891円
	発効日	23. 12. 15	24. 12. 15	25. 12. 15	26. 12. 15	27. 12. 25	28. 12. 15	29. 12. 15	30. 12. 20	1. 12. 15	2. 12. 24
福 島	日 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	時間額	754円	761円	772円	785円	800円	815円	831円	848円	867円	868円
	発効日	23. 12. 15	24. 12. 28	25. 12. 18	26. 12. 17	27. 12. 18	28. 12. 11	29. 12. 9	30. 12. 21	1. 12. 21	2. 12. 24